

バリアフリー政策を取り巻く社会情勢、関連法制度 の動向等について

- **バリアフリー政策を取り巻く社会情勢**
- **オリパラ、万博、デフリンピックへの対応**
- **障害者権利条約関連の動向**
- **関連法制度の動向及びバリアフリー化の進展**

- **バリアフリー政策を取り巻く社会情勢**
- オリパラ、万博、デフリンピックへの対応
- 障害者権利条約関連の動向
- 関連法制度の動向及びバリアフリー化の進展

高齢化の状況

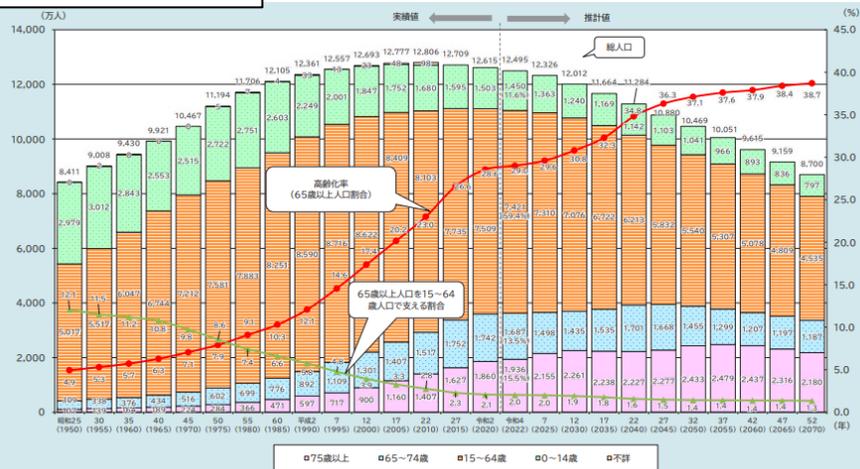
○高齢化率は29.0%

- ・我が国の総人口は、令和4年10月1日現在、1億2,495万人。
- ・65歳以上人口は、3,624万人（総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%）
- ・65～74歳人口は、1,687万人（13.5%）・75歳以上人口は、1,936万人（15.5%） ※括弧内は総人口に占める割合
- ・令和52(2070)年には、2.6人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上。

○健康寿命は延伸し、平均寿命と比較しても伸びが大きい

- ・日常生活に制限のない期間（健康寿命）は、令和元年時点で男性が72.68年、女性が75.38年
- ・同期間における健康寿命の伸びは、平均寿命の伸びを上回っている。

高齢化の推移と将来推計



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年是不詳補完値による）、2022年は総務省「人口推計」（令和4年10月1日現在（確定値））、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(注1) 2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完値によるため、年齢不詳は存在しない。2022年の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査（不詳補完値）」の人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。2025年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査 参考表・不詳補完結果」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2010年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、(注2)における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。

(注2) 沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。

(注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

(注4) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

出典：令和5年版高齢社会白書

健康寿命と平均寿命の推移



資料：平均寿命：平成13・16・19・25・28年・令和元年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」
健康寿命：厚生労働省「第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料」

出典：令和5年版高齢社会白書

【平成22(2010)年から令和元(2019)年までにおける健康寿命と平均寿命の伸びの比較】

- 健康寿命・・・平成22年→令和元年：男性2.26年↑、女性1.76年↑
- 平均寿命・・・平成22年→令和元年：男性1.86年↑、女性1.15年↑

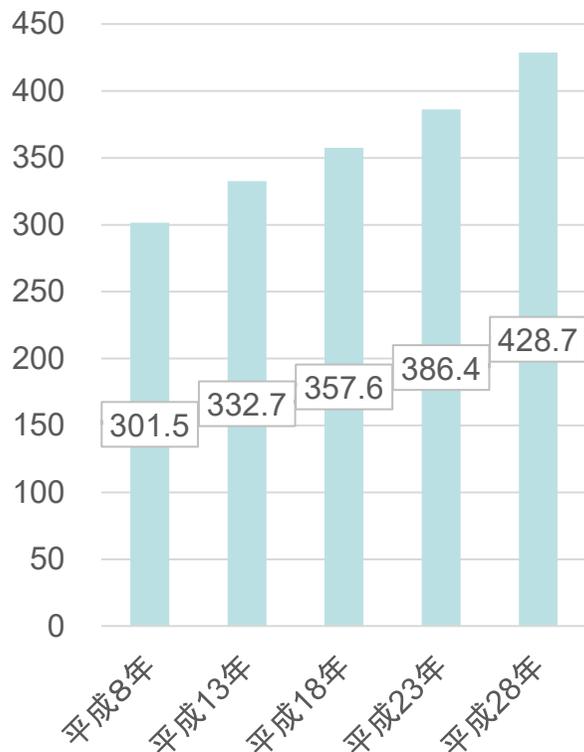
高齢者、障害者の増加等② (障害者)

障害者数の状況

○平成28年の身体障害者数は約428.7万人で、平成23年に比して約42万人（10.9%）増。また、知的、精神障害者数も増加しており、今後も障害者数は増加することが見込まれる。

<身体障害児・者（在宅）>

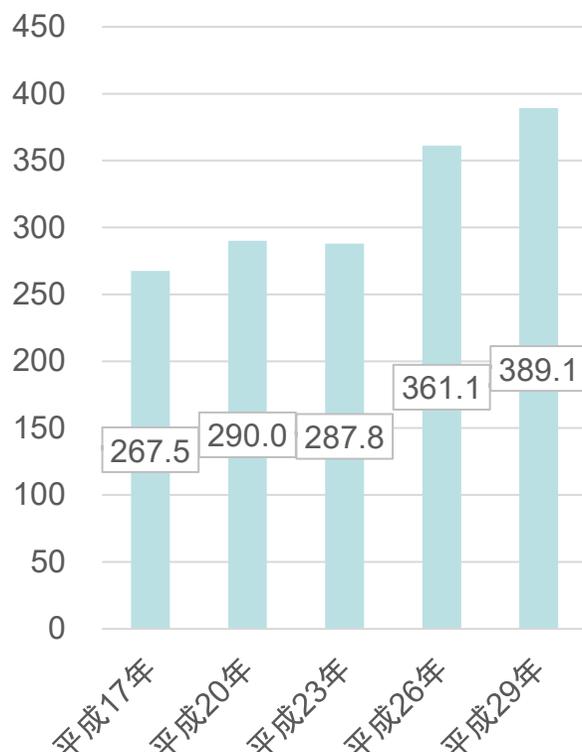
単位：万人



注：昭和55年は身体障害児（0～17歳）に係わる調査を行っていない。
 出典：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（～平成18年）、
 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成23・28年）
 より、国土交通省総合政策局作成

<精神障害者（外来）>

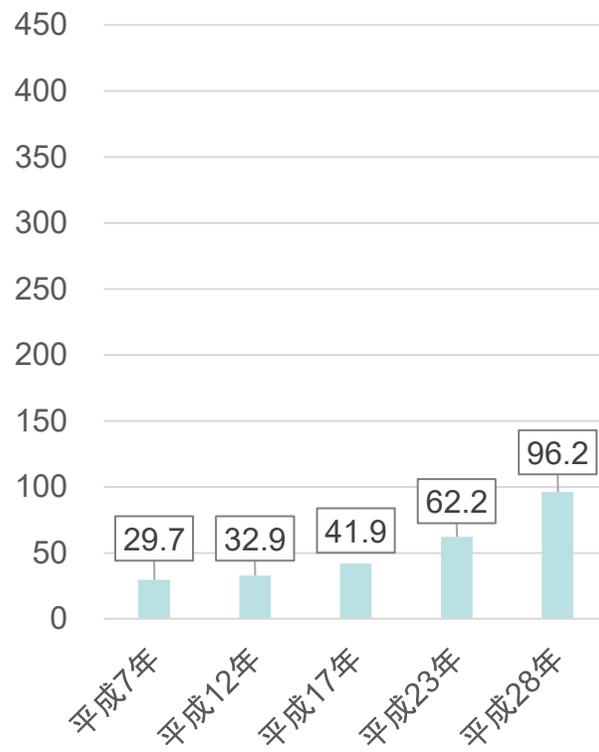
単位：万人



出典：厚生労働省「患者調査」より、国土交通省総合政策局作成

<知的障害児・者（在宅）>

単位：万人

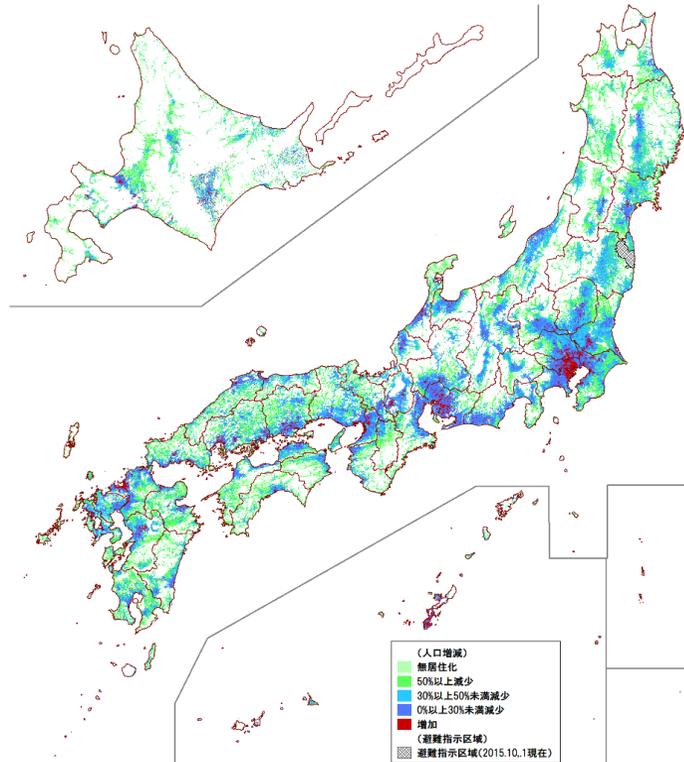


出典：厚生労働省「知的障害児（者）実態調査」（～平成17年）、
 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成23・28年）
 より、国土交通省総合政策局作成

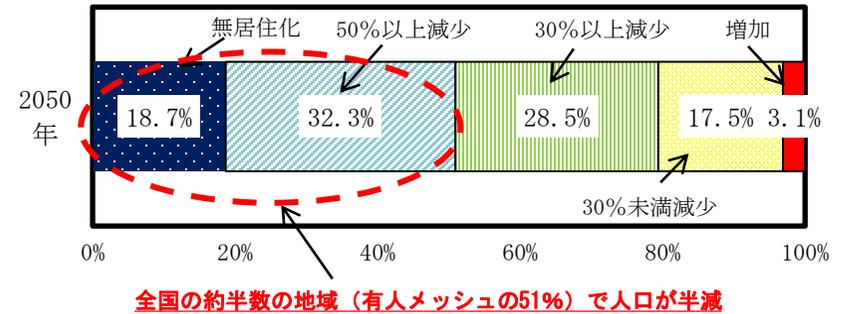
2050年には有人メッシュの約2割が無居住化

- 2050年には全国の約半数の有人メッシュで人口が50%以上減少し、人口の増加がみられる地域は沖縄県等の一部地域を除き都市部に限られる。
- 約2割の有人メッシュで無居住化する。
- 人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向があり、特に2015年時点で1万人未満の市区町村に居住する人口は、2050年には半減する。

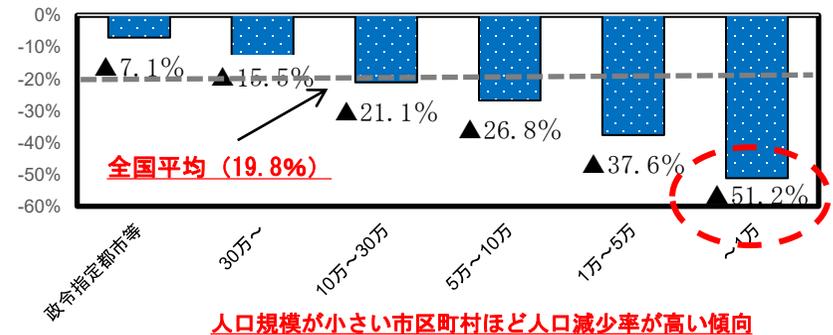
将来の人口増減状況(1kmメッシュベース、全国図)



人口増減割合別の地点数(1kmメッシュベース)



市区町村の人口規模別の人口減少率



(出典) 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」等をもとに国土交通省国土政策局作成。

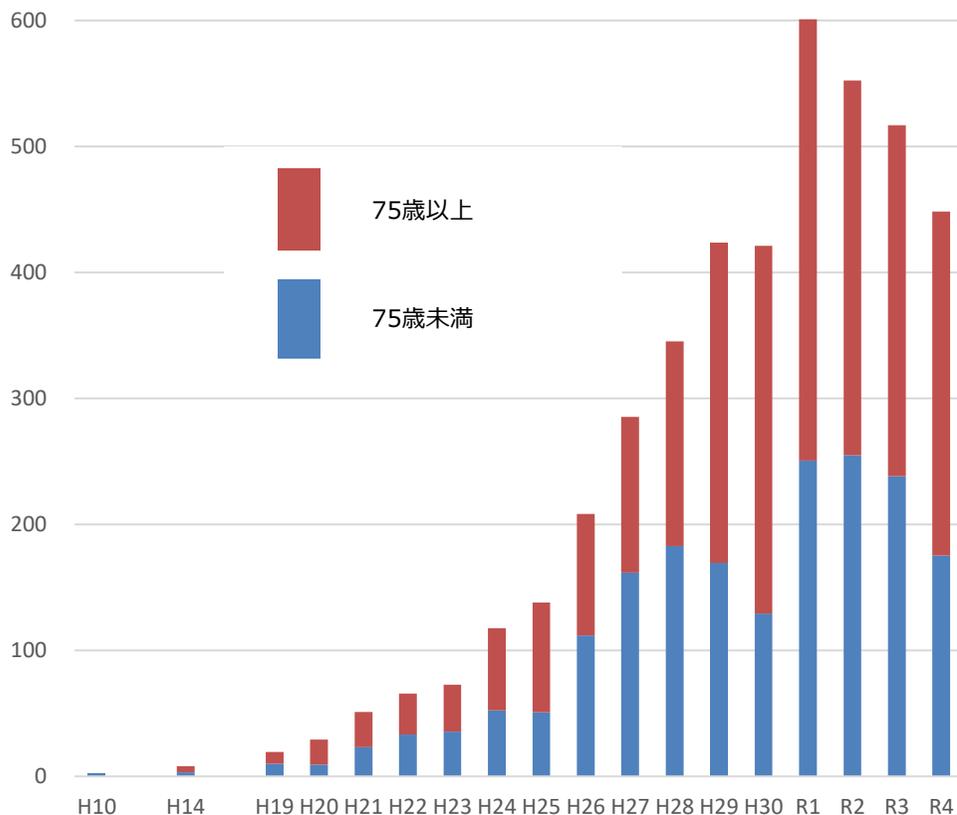
(備考) 左図については、平成27年国勢調査時点(平成27年10月1日現在)における避難指示区域を黒塗り(斜線)で示している。

地域公共交通の状況①（地域交通を取り巻く環境）

- 高齢ドライバーによる自動車事故に関する関心が高まり、運転免許の自主返納の動きが進展。
- 一方、自主返納後の移動手段に対する不安の声や、自主返納をためらう声も。

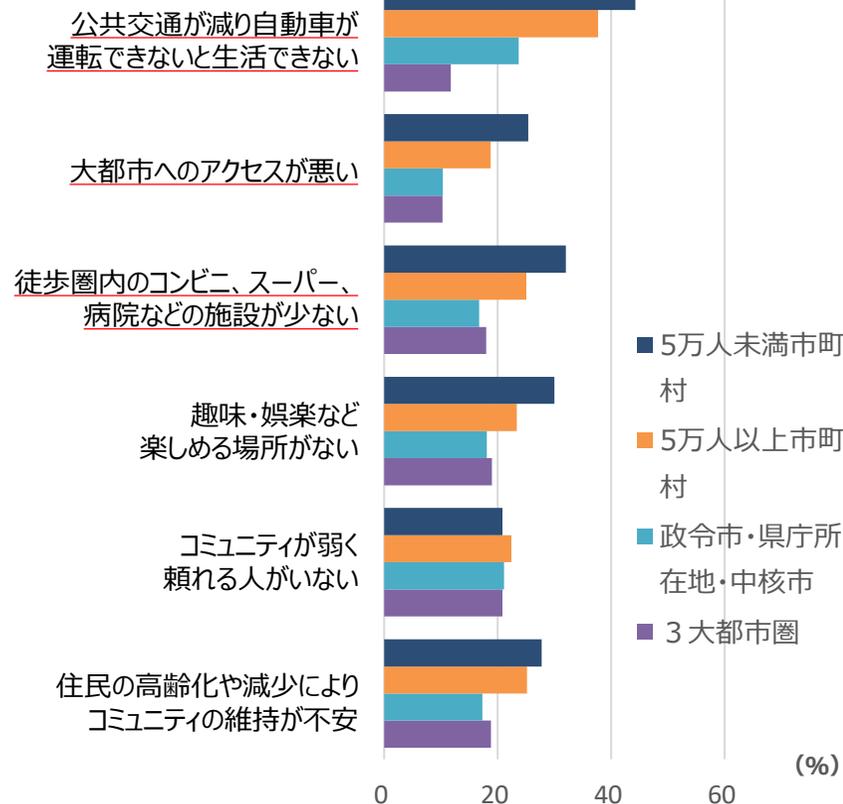
免許返納数の推移

(千件)



(出典) 警察庁公開資料より、国土交通省総合政策局作成

居住地に対する不安（地域別）



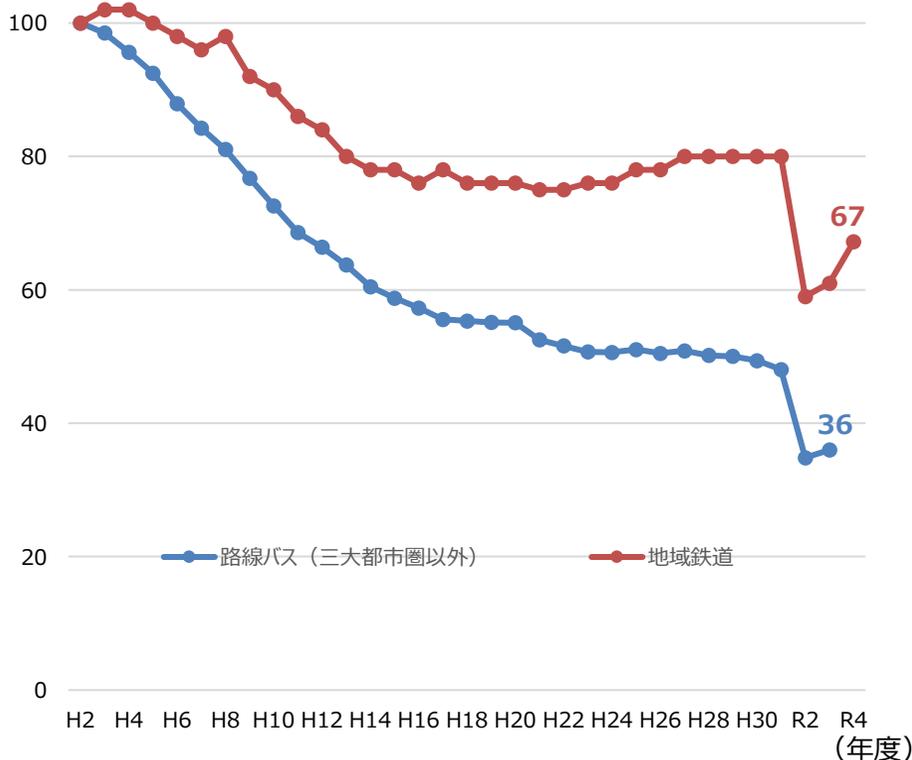
(出典) 国土交通省「平成29年度国民意識調査」

地域公共交通の状況② (乗合バス・地域鉄道の現状)

- 地方部では、人口の減少等を背景に、乗合バス・地域鉄道の利用者は減少傾向。
- 乗合バス事業者の87.1%、地域鉄道事業者の89.5%が赤字事業者となっているなど厳しい経営状況にある。

乗合バスと地域鉄道の利用者数

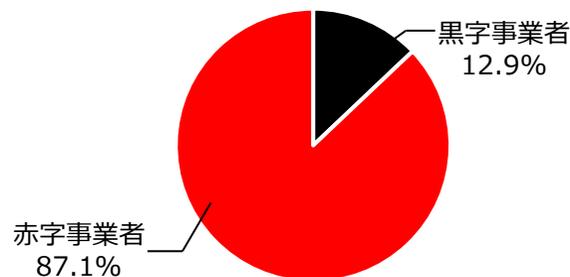
H2=100とした場合の推移



(出典)「自動車輸送統計年報」「鉄道統計年報」より国土交通省作成
 ※地域鉄道については、昭和63年度以降に開業した事業者を除く70社

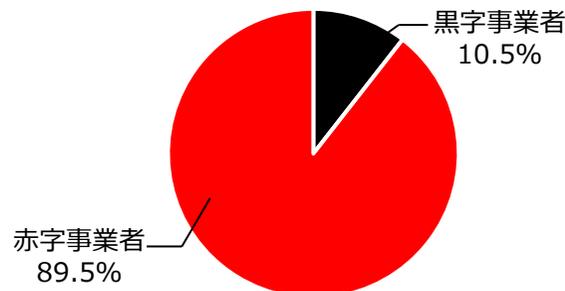
赤字事業者の割合

乗合バス事業者の収支状況 (2022年度)



調査対象事業者：保有車両30両以上の217者
 資料：国土交通省物流・自動車局作成

鉄軌道事業者の収支状況 (2022年度)

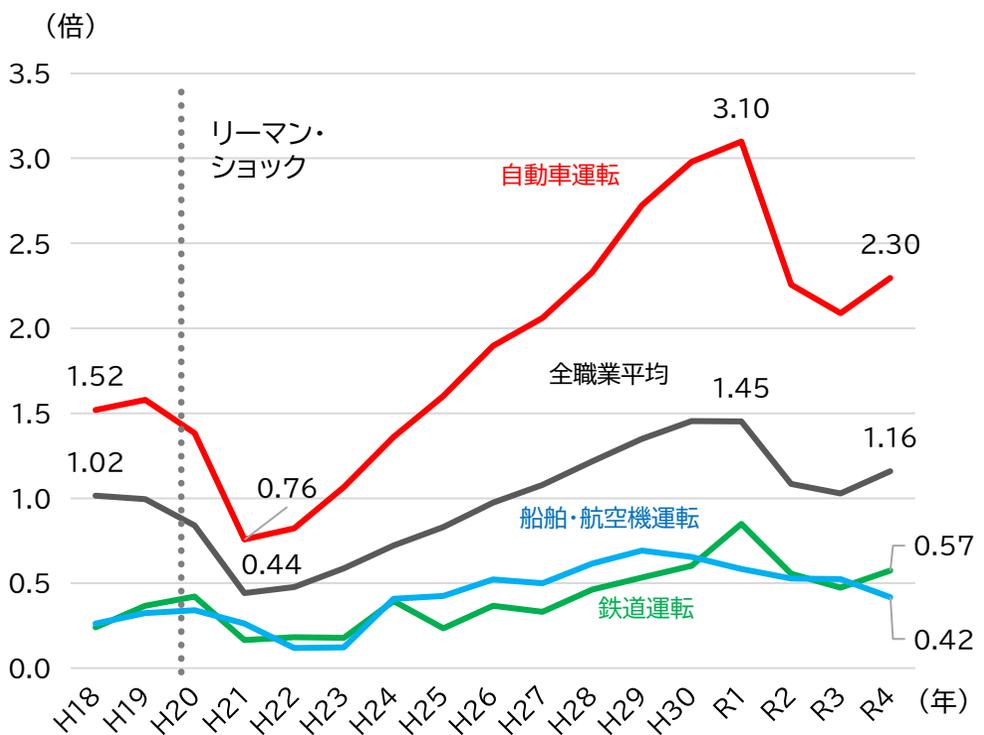


調査対象事業者：地域鉄道95社
 鉄道局調べ

交通サービスにおける担い手の不足・高齢化

- 有効求人倍率については自動車運転の職業（バス、タクシー、トラックの運転手）が高くなっている。
- 交通事業の就業者は、15～34歳が占める割合が、他産業に比べ低くなっている。
- バス、トラック等の自動車運転者の就業構造は、総じて中高年層の男性に依存した状態であり、女性は少ない。
また、全産業平均と比べ、労働時間は長く、年間所得額は低くなっている。

有効求人倍率の推移



自動車運送業(運転手)の就業構造

	バス	タクシー	トラック	自動車整備	全産業平均
運転者・整備要員数	12万人 (2021年度)	25万人 (2021年度)	85万人 (2022年)	40万人 (2023年)	—
女性比率	1.7% (2021年度)	4.3% (2021年度)	3.5% (2022年)	1.6% (2023年)	45.2% (2023年)
平均年齢	53.4歳 (2022年)	58.3歳 (2022年)	48.9歳 (2022年)	47.2歳 (2023年)	43.9歳 (2023年)
労働時間	193時間 (2022年)	186時間 (2022年)	212時間 (2022年)	183時間 (2023年)	178時間 (2023年)
年間所得額	399万円 (2022年)	361万円 (2022年)	456万円 (2022年)	488万円 (2023年)	507万円 (2023年)

(出典) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、日本バス協会「日本のバス事業」、全国ハイヤー・タクシー連合会「ハイヤー・タクシー年鑑」、(一社)日本自動車整備振興会連合会「自動車整備白書」から国土交通省物流・自動車局作成

人手不足によるサービス水準の低下

○ 近年、自動車運転者を中心に人手不足が急速に進行し、バス路線の維持が困難となっている事例も見られる。

一般路線バスの路線廃止（完全廃止）の状況

年度	完全廃止キロ
2009	1,856
2010	1,720
2011	842
2012	902
2013	1,143
2014	1,590
2015	1,312
2016	883
2017	1,090
2018	1,306
2019	1,514
2020	1,543
2021	1,487
2022	1,598
計	18,786

※ 高速バス・定期観光バスを除く、代替・変更がない完全廃止のもの

人手不足を理由とした廃業の事例

令和5年9月11日

金剛自動車株式会社
代表取締役 白江暢孝

バス事業廃止のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社は長年、路線バス事業を続けてまいりましたが、乗務員の人手不足・売上の低下等様々な要因もあり、あらゆる可能性も慎重に検討いたしました。このたび令和5年12月20日をもってバス事業の廃止することを決定いたしました。

令和5年12月21日以降の運行に関しましては、各市町村（富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村）の地域公共交通会議及び法定協議会にて協議してもらえようように依頼しております。

令和5年12月21日以降の運行に関する情報につきましては、分かり次第、随時お知らせいたします。

皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解を頂きますようお願い申し上げます。金剛バスへの長年のご愛顧に心から感謝申し上げます。

敬具

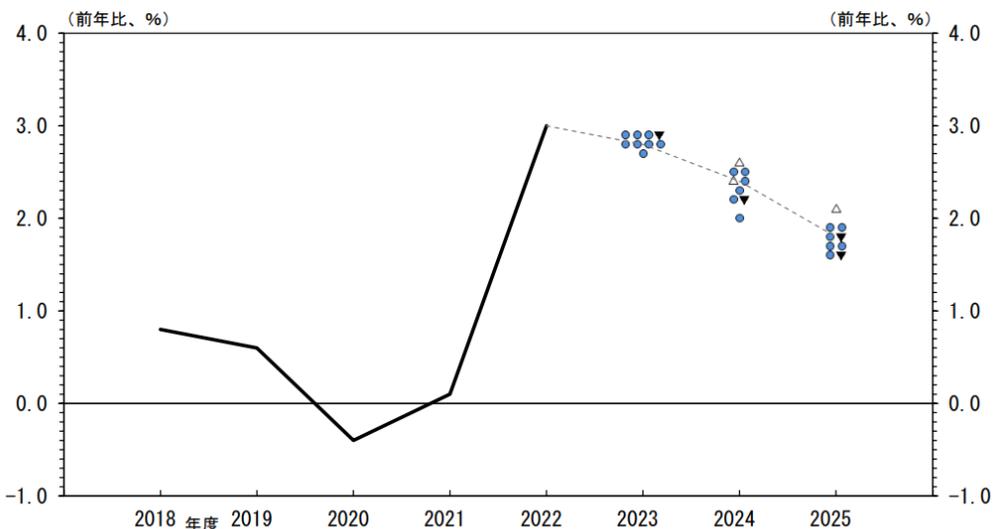
事業廃止日 : 令和5年12月20日（水曜日）
お問い合わせ先 : TEL：0721-23-2286

物価上昇と運賃改定の動き

- 近年、新型コロナウイルス感染症の影響によりモノやサービスの提供が滞ったことや、ロシアによるウクライナ侵攻により国際的なモノの相場が上昇したことに加え、急速な円安の進行による輸入コストの増大により、物価上昇が続いている。
- こうした状況を背景に、旅客自動車運送業においては、運賃改定実施の動きが活発化している。

消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比

旅客自動車運送業における運賃改定の実施状況



(注1) 実線は実績値、点線は政策委員見通しの中央値を示す。

(注2) ●、△、▼は、各政策委員が最も蓋然性が高いと考える見通しの数値を示すとともに、その形状で各政策委員が考えるリスクバランスを示している。●は「リスクは概ね上下にバランスしている」、△は「上振れリスクが大きい」、▼は「下振れリスクが大きい」と各政策委員が考えていることを示している。

(出典) 日本銀行「経済・物価情勢の展望」(2024年1月)

乗合バス事業者の運賃改定実施状況

(令和6年2月29日時点)

令和2年度以降に改定した事業者：95事業者

現在審査・申請中の事業者：7事業者

※乗合バス事業者数：231者

タクシー事業者の運賃改定実施状況

(令和6年3月25日時点)

令和2年度以降に改定したブロック：94ブロック

現在審査・申請中のブロック：4ブロック

※ブロック数：101ブロック

AIに代表される新たな技術の進化と普及拡大への期待の高まり

- 近年、情報を生成・創造する目的で用いられる生成AIの技術が急速に発展。社会実装も進んでおり、生成AIの市場規模は、2030年まで加速度的な成長を続けると予測されている。
- 運輸部門においても、実証段階のものも含めた先端技術を活用した新たな取組が出てきており、いかに普及・社会実装を進めるかが問題となるフェーズとなっている。

● 顔認証改札

大阪市高速電気軌道（大阪メトロ）では、2019年12月から顔認証でゲートを開閉する次世代改札機（顔認証改札機）の実証実験を始め、2024年度までに全駅で導入して2025年4月からの大阪万博に備える計画。

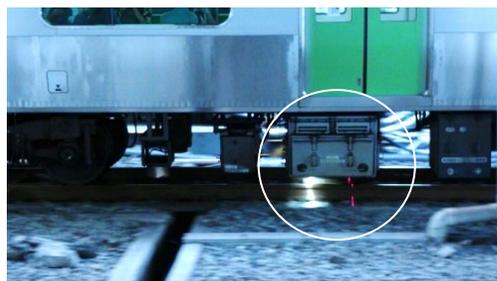


次世代改札機
(顔認証改札機)

※ 大阪市高速電気軌道（大阪メトロ）プレスリリース資料より

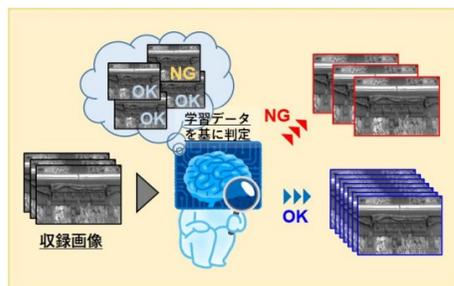
● AIを活用した線路設備モニタリング

JR東日本では、営業列車の床下に搭載した線路設備モニタリング装置により、線路設備の状態を常時計測。AIを活用し、撮影した画像から線路設備の不良箇所を自動的に抽出。



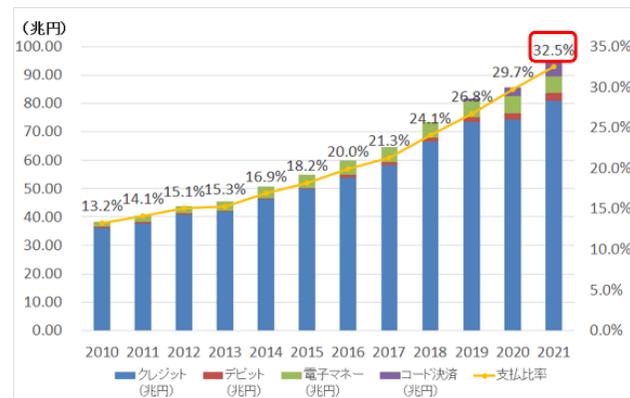
線路設備モニタリング装置

※ 日本線路技術、JR東日本、理化学研究所プレスリリース資料より



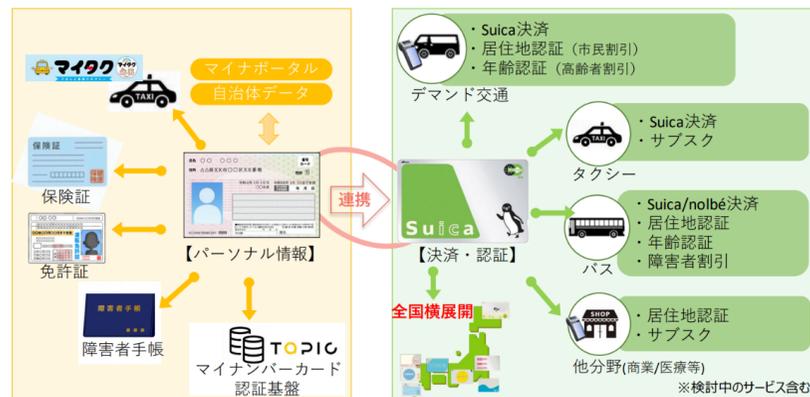
AIによる不良箇所の判定

● キャッシュレス決済比率



(出典) 経済産業省「2021年のキャッシュレス決済比率を算出しました」(2022年6月1日)

● マイナンバーカードと交通系ICカードの連携によるMaaS



※ 検討中のサービス含む

- バリアフリー政策を取り巻く社会情勢
- **オリパラ、万博、デフリンピックへの対応**
- 障害者権利条約関連の動向
- 関連法制度の動向及びバリアフリー化の進展

- 東京大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、平成28年2月、「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置。
- 同会議の下に設置された「心のバリアフリー分科会」及び「街づくり分科会」における議論を経て、平成29年2月、「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定。
- 行動計画において、「バリアフリー法を含む関連施策について、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れつつ、平成29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」こととされたことを受け、平成30年3月にバリアフリー基準・ガイドラインの改正・改訂、同年5月にバリアフリー法の改正を行った。
- さらに、令和2年5月、東京2020大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化の観点からの「心のバリアフリー」に係る施策の充実等ソフト対策の強化を内容とするバリアフリー法の改正を行った。

ユニバーサルデザインの街づくり

<東京大会に向けた重点的なバリアフリー化>

空港から競技会場等に至る世界水準のバリアフリーを推進、東京のユニバーサルデザインの街づくりを世界にアピール

○競技会場周辺エリア等の連続的・面的なバリアフリー化の推進

- ・アクセス道路のバリアフリー化を推進
- ・主要な都市公園等のバリアフリー化を推進 等



<バリアフリー化実施例>

○主要鉄道駅、ターミナル等におけるバリアフリー化の推進

- ・大会関連駅のエレベーター増設や、ホームドア整備等を重点支援 等



<ホームドア>

<エレベーター>

○成田空港、羽田空港国際線ターミナル等のバリアフリー化の推進

- ・世界トップレベルのユニバーサルデザイン化に向けた数値目標を設定 等



○リフト付きバス・UDタクシー車両等の導入促進

- ・空港アクセスバス・UDタクシー等の導入に向けて重点支援 等



<全国各地における高い水準のバリアフリー化の推進>

今後の超高齢社会への対応、地方への観光誘客拡大等の観点から、全国のバリアフリー水準の底上げを図り、東京大会のレガシーとする

○バリアフリー法及び関連施策の見直し

- ・バリアフリー法及び関連施策の見直しを検討し、平成30年5月に改正バリアフリー法が成立・公布、また同年3月に道路法等の一部を改正する法律が成立・公布

○バリアフリー基準・ガイドラインの改正

- ・東京大会に向けた基準を踏まえ、国内基準・ガイドラインを改正し全国のバリアフリー水準を底上げ等



○観光地全体のバリアフリー化

- ・障害のある人が訪れやすい観光地づくりに向け、観光地エリア全体の面的なバリアフリーを推進 等



<観光地>

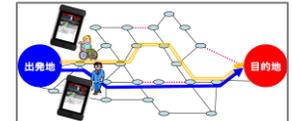
○公共交通機関等のバリアフリー化

- ・鉄道、旅客船ターミナル、空港、バス・タクシー等におけるバリアフリー化を更に推進 等



○ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援

- ・ICTを活用し、障害のある人等が自立して移動できる環境の整備 等



○トイレの利用環境の改善

- ・様々な障害のある人にとって利用しやすいトイレ環境の整備 等



心のバリアフリー

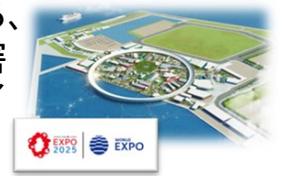
○交通・観光分野における接遇の向上と職員研修の充実

平成30年度に接遇ガイドライン・マニュアルを公表。さらに交通事業者が接遇ガイドラインに則った適切な対応ができるよう接遇研修モデルプログラムを平成31年4月に公表。



○「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の強化等に向けたバリアフリー法の改正(令和2年5月成立)

大阪・関西万博では「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマと「多様でありながら、ひとつ」という会場デザインコンセプトを踏まえ、国・地域、文化、人種、性別、世代、障害の有無等にかかわらず、大阪、関西を訪れる世界中の人々が利用しやすいユニバーサルデザインの実現をめざしている。



- 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会は、①会場の施設整備 ②交通アクセス ③サービス と3種類のユニバーサルガイドラインを策定し、ガイドラインに沿った対応がすすめられている。
- 博覧会協会が事務局となり検討会を設置して、移動円滑化評価会議近畿分科会委員を中心に、障がい当事者や学識経験者等が参画している。

①利用しやすい会場に向けた検討 ユニバーサルデザイン検討会

- ✓ 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会は、すべての来場者にとって、より利用しやすい博覧会会場を実現するため、2021年12月から2022年3月にかけて検討会を開催
- ✓ 検討会では、障がい当事者(身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等)や学識経験者等が、Tokyo2020 アクセシビリティガイドラインや昨今の事例を参考に検討
- ✓ 2022年3月、検討会での議論や知見を反映して、「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」を改定し、改定ガイドラインに沿って施設整備が進められている
- ✓ 以降も、必要に応じてワークショップを開催している

会場の
施設整備



交通
アクセス



②快適な交通アクセスに向けた検討 交通アクセスユニバーサルデザイン検討会

- ✓ 誰もがより快適に来場できることを目指し、2022年7月から2023年3月にかけて検討会を開催
- ✓ 2023年6月「交通アクセスユニバーサルデザインガイドライン」を公表
- ✓ 以降も必要に応じて、ワークショップを開催している

サービス



③誰もが楽しめるサービスに向けた検討 ユニバーサルサービス検討会

- ✓ 必要なサポートを行い、誰もが楽しめるサービスを提供するため、2022年8月から2023年3月にかけて検討会を開催、個別ヒアリングを実施
- ✓ 2023年7月「ユニバーサルサービスガイドライン(展示/催事・演出/飲食・物販)」を公表
- ✓ 以降も運用実施に向けた検討を実施している

- デフリンピックは国際ろう者スポーツ委員会が主催し、夏季と冬季それぞれ4年毎に開催されるデフアスリートを対象とした国際大会。
- 日本では初めての開催であり、また1924年にパリで第1回大会が開催されてから100周年となる、歴史に残る大会。
- 本大会の運営にあたっては、適切なガバナンス体制を確保するとともに、この大会の開催を契機に、デフリンピックやデフスポーツへの理解のすそ野を広げ、障害のあるなしに関わらず、共にスポーツを楽しみ、互いの違いを認め、尊重しあう共生社会づくりに貢献。

大会概要

正式名称	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 (略称) 東京2025デフリンピック
期間	2025年11月15日～26日(12日間)
参加国	70～80か国・地域
参加者数	各国選手団等：約6,000人 (選手約3千人、ICSD役員・SD・審判・スタッフ約3千人)

大会エンブレム



TOKYO 2025
25TH SUMMER DEAFLYMPICS

人々の繋がりを意味する「輪」をテーマに、デフコミュニティの代表的なシンボルである「手」を表している。デフリンピックを通して「輪」が繋がった先には、新たな未来の花が咲いていくことを表現した。

大会ビジョン

1. デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会とつなぐ
2. 世界に、そして未来につながる大会へ
3. “誰もが個性を活かし力を発揮できる” 共生社会の実現

競技会場等

	競技名	会場
0	開閉会式	東京体育館
1	陸上	駒沢オリンピック公園総合運動場 陸上競技場 等
2	バドミントン	武蔵野の森総合スポーツプラザ
3	バスケットボール	大田区総合体育館
4	ビーチバレーボール	大森東水辺スポーツ広場
5	ボウリング	東大和グランドボウル
6	自転車(ロード)	日本サイクルスポーツセンター
7	自転車(MTB)	日本サイクルスポーツセンター
8	サッカー	Jヴィレッジ
9	ゴルフ	若洲ゴルフリンクス
10	ハンドボール	駒沢オリンピック公園総合運動場 屋内球技場

	競技名	会場
11	柔道	東京武道館
12	空手	東京武道館
13	オリエンテーリング	日比谷公園、伊豆大島
14	射撃	味の素ナショナルトレーニング センター・イースト
15	水泳	東京アクアティクスセンター
16	卓球	東京体育館
17	テコンドー	中野区立総合体育館
18	テニス	有明テニスの森
19	バレーボール	駒沢オリンピック公園総合運動場 体育館
20	レスリング (フリースタイル)	府中市立総合体育館
21	レスリング (グレコローマン)	府中市立総合体育館

出典：東京2025デフリンピック大会情報サイト

- バリアフリー政策を取り巻く社会情勢
- オリパラ、万博、デフリンピックへの対応
- **障害者権利条約関連の動向**
- 関連法制度の動向及びバリアフリー化の進展

障害者権利条約の概要

- 2006年12月、国際連合総会で「障害者の権利に関する条約」が採択。
（日本は、2007年署名、2014年批准・国内での効力発生）
- 障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等について規定しており、障害者に関する初めての国際条約。
- ※ 2022年6月現在 署名国・地域数164／締結国・地域数185

【主な規定内容】

- 条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）
- 政治的権利
- 教育・健康・労働・雇用に関する権利
- 社会的な保証
- 文化的な生活・スポーツへの参加
- 国際協力
- 締約国による報告 等

障害者権利条約（抄）

第9条施設及びサービス等の利用の容易さ

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）【以下、省略】

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。【以下、省略】

第20条個人の移動を容易にすること締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にするこ

(b) 障害者が質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会を得やすくすること（これらを負担しやすい費用で利用可能なものとするを含む。）。

(c) 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動のための技能に関する研修を提供すること。

(d) 移動補助具、補装具及び支援機器を生産する事業者に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。



[出典：外務省]

障害者権利委員会の総括所見の概要

- 令和4年8月に、障害者権利条約に基づき、日本政府が国連障害者権利委員会に提出した政府報告について、スイスのジュネーブ国連欧州本部において第1回政府報告審査が行われ、同年9月に同委員会において総括所見（勧告）が採択された。
- 勧告の内容としては、合計で、懸念93項目、勧告は92項目、留意1項目、奨励1項目。

【勧告の主な内容】（一部抜粋）

- （懸念）ユニバーサルデザインの基準を導入するとともに、あらゆる活動分野を網羅し、政府のあらゆる段階における施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）を確保する義務を調和させるための戦略が限定的であること。（第9条__施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）関係）
- （懸念）特に大都市以外において、情報の利用の容易さ（アクセシビリティ）及び学校、公共交通機関、集合住宅及び小規模店舗の利用の容易さ（アクセシビリティ）を確保するための進捗が限定的であること。
- «勧告» 障害者団体と緊密に協議しつつ、全ての政府の段階における施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）を調和させるとともに、ユニバーサルデザインの基準を導入し、特に、建物、交通機関、情報及び通信及びその他公衆に開放又は提供される施設・サービス（大都市以外のものを含む）の利用の容易さ（アクセシビリティ）を確保するために、行動計画及び戦略を実施すること。



記者会見で日本への勧告を発表する国連の障害者権利委員会委員ら
= 9日、スイス・ジュネーブ（共同）

【勧告本文（和文仮訳）】 ※外務省HP



<参考1：総括所見における肯定的な側面（抜粋）>

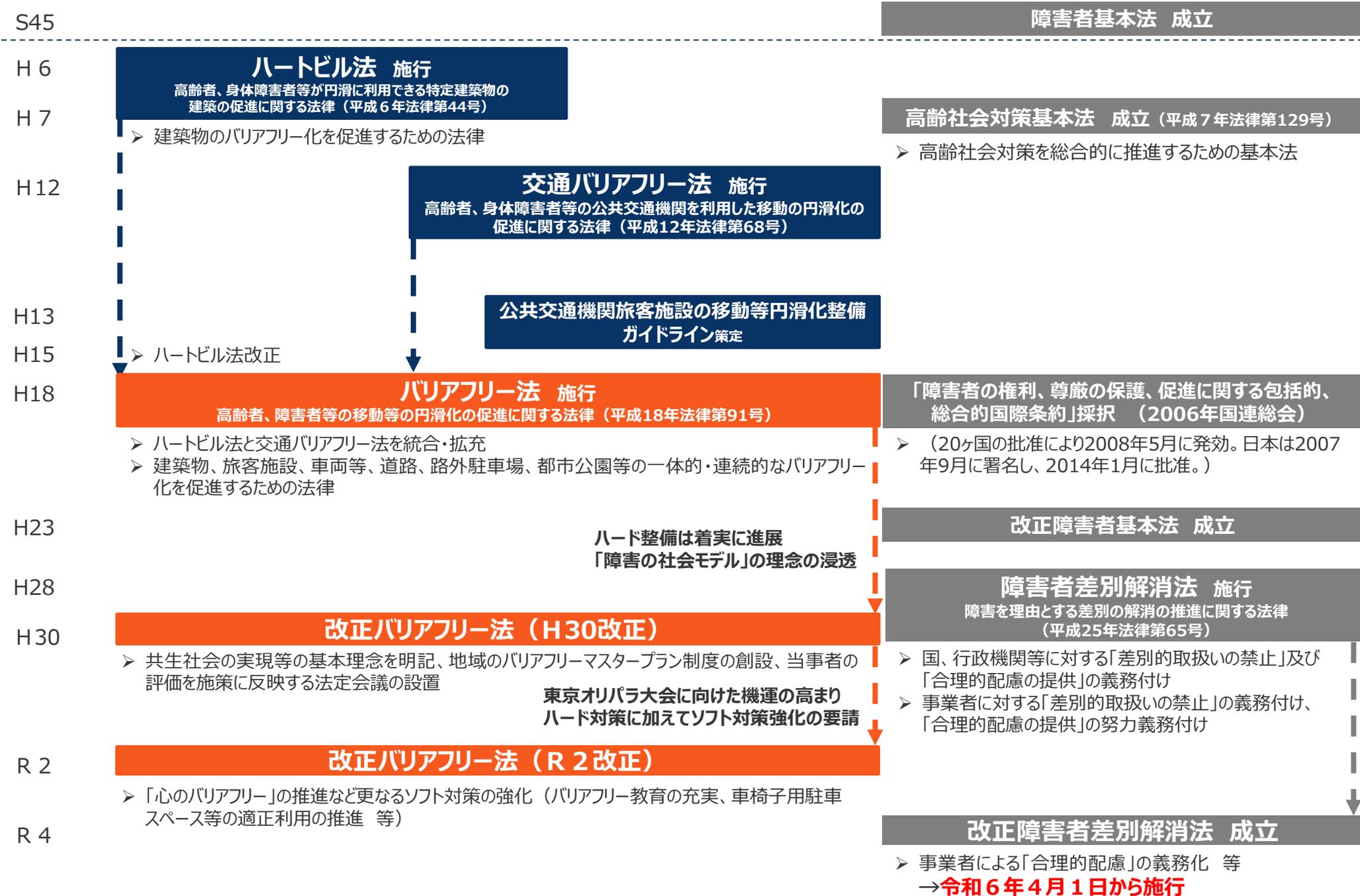
5. 委員会は、特に以下の採択を含む、障害者の権利の促進のためにとられた立法措置を評価とともに留意する。
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（2022年）
 - ・公的及び民間事業者に対し、障害者への合理的配慮の提供を義務化した、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2021年）
 - ・施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）基準を促進した高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正（2018年及び2020年）
 - ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（2018年）
6. 委員会は、以下を含む、障害者の権利を促進するための公共政策枠組みの設置のためにとられた措置を歓迎する。
- ・第4次障害者基本計画（2018年）
 - ・合理的配慮指針（2016年）
 - ・みんなの公共債と運用ガイドライン
 - ・本条約の実施状況の監視を担う機関である障害者政策委員会の設置

<参考2：主要分野における懸念及び勧告（抜粋）>

14. 委員会は、（中略）、締約国に以下を勧告する。
- ・（前略）その他いかなる身分を理由とした、複合的かつ交差的な差別形態、及び合理的配慮の拒否を含め、本条約に合致し、障害に基づく差別を禁止するために、障害者差別解消法を見直すこと。
 - ・私的及び公的領域を含むあらゆる活動分野で、全ての障害者に合理的配慮が提供されることを確保するために、必要な措置を講じること。
 - ・障害を理由とした差別の被害者のために、司法及び行政手続を含む、利用しやすい効果的な仕組みを設置すること、及び被害者に包括的救済を提供すること、加害者に制裁を課すこと。
20. 委員会は、締約国に以下を勧告する。
- ・策定、実施及び定期的な評価に障害者の緊密な参加を確保しつつ、障害者に対する否定的な定型化された観念、偏見及び有害な慣習を排除するための国家戦略を採用すること。
 - ・メディア、一般公衆及び障害者の家族のための障害者の権利に関する意識向上計画の策定と十分な資金調達を強化すること。
22. （前略）委員会は、締約国に以下を勧告する。
- ・障害者団体と緊密に協議しつつ、全ての政府の段階における施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）を調和させるとともに、ユニバーサルデザインの基準を導入し、特に、建物、交通機関、情報及び通信及びその他公衆に開放又は提供される施設・サービス（大都市以外のものを含む）の利用の容易さ（アクセシビリティ）を確保するために、行動計画及び戦略を実施すること。

- バリアフリー政策を取り巻く社会情勢
- オリパラ、万博、デフリンピックへの対応
- 障害者権利条約関連の動向
- **関連法制度の動向及びバリアフリー化の進展**

(参考) 障害者政策に関する法制度の概況 (一部抜粋)



(参考) バリアフリー法制定以降のバリアフリー化の進捗状況①

※詳細は資料4 参照

- バリアフリー整備目標に沿って、**ハード面のバリアフリー化は着実に進展**
- 面的なバリアフリーのまちづくりや心のバリアフリーの推進等のため、**令和3年度から5年間を目標期間とする新しい整備目標を策定**

【旅客施設】：鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル

※第三次整備目標における整備対象の施設規模

鉄軌道駅・バスターミナル：3,000人/日以上のも及び2,000~3,000人/日で重点整備地区内の生活関連施設であるもの
 旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル：2,000人/日以上のもの

	平成18年度末 バリアフリー法制定時 対象施設：5,000人/日以上	平成23年度末 第二次整備目標開始時 整備目標見直しにより 対象施設が5,000人/日→3,000人/日	令和4年度末 現時点	令和7年度末 (第三次整備目標末)
● 段差の解消	65.2%	81.1%	93.5%	原則100%
● 視覚障害者誘導用 ブロックの設置	91.3%	92.6%	44.6%※1 ※1：令和3年度からJIS規格に 適合したものをカウントするよう変更	
● 障害者用トイレ の設置 (便所がある場合)	95.7%	78.0%	92.1%	
● ホームドア・可動式 ホーム柵の整備	(318駅)	(519駅)	2,484番線※2 ※2：第三次目標から番線数をカウント 493番線※3 ※3：10万人/日以上鉄軌道駅における設置番線数	3,000番線 800番線※3
● 案内設備の設置 第三次整備目標から追加		令和2年度末 第三次整備目標開始時 75.1%	77.0%	原則100%

(参考) バリアフリー法制定以降のバリアフリー化の進捗状況②

【車両等】

	平成18年度末 バリアフリー法制定時		平成23年度末 第二次整備目標開始時		令和4年度末 現時点		令和7年度末 (第三次整備目標未)
● 鉄軌道車両	20%	↗	52.8%	↗	56.9% <small>鉄軌道車両に係る基準改正 (令和2年4月施行)</small>		約70%
● 乗合バス (ノンステップバス)	17.7%	↗	38.4%	↗	68.0%		約80%
● 乗合バス (リフト付き又はスロープ付きバス)			3.3%	↗	6.5%		約25%
● 空港アクセスバス 第三次整備目標から追加					40.1%	<small>2,000人/日以上航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスが無い施設への バス路線運行系統の総数におけるバリアフリー化した車両を含む運行系統数の割合</small>	約50%
● 貸切バス						<small>平成30年度からバリアフリー法の基準適合 義務対象に追加</small>	
			平成30年度末 1,013台	↗	1,157台		約2,100台
● 福祉タクシー (UDタクシーを含む)	9,651台	↗	13,099台	↗	45,311台		約9万台
					19.2%(33,272台)	<small>UDタクシーの割合(総数)</small>	各都道府県で約25%
● 船舶	11.5%	↗	20.6%	↗	56.1%		約60%
● 航空機	54.4%	↗	86.1%	↗	100%		約100%

(参考) バリアフリー法制定以降のバリアフリー化の進捗状況③

		平成18年度末 バリアフリー法制定時	平成23年度末 第二次整備目標開始時	令和4年度末 現時点	令和7年度末 (第三次整備目標未)		
● 建築物 (2,000m ² 以上の特別特定建築物 の総ストックのバリアフリー化率)		41%	↑	50%	↑	64%	約67%
	※令和3年度から2,000m ² 以上の特別特定建築物(公立小学校等を除く)の総ストックのバリアフリー化率						
● 道路 (重点整備地区の主要な生活関連経路 を構成する道路のバリアフリー化率)		45%	↑	77%	↓	71%	約70%
	※令和3年度から国土交通大臣が指定する特定道路に範囲変更						
● 路外駐車場 (特定路外駐車場のバリアフリー化率)		29%	↑	47%	↑	72%	約75%
● 都市公園 (右記の設置された都市公園のバリアフリー化率)	● 園路・広場	42%	↑	48%	↑	64%	約70%
	● 駐車場	32%	↑	44%	↑	56%	約60%
	● 便所	25%	↑	33%	↑	63%	約70%
※令和3年度から概ね2ha以上の都市公園に範囲変更							
※第三次整備目標から追加			令和2年度末 第三次整備目標開始時				
● マスタープランの策定市町村数			11	↑		34	約350
● 基本構想の策定市町村数			309	↑		321	約450
● 「心のバリアフリー」の認知度			約24%	↓		約21%	約50%

令和2年法律第28号
 令和2年5月13日成立、
 同月20日公布
 令和3年4月1日施行
 (一部は令和2年6月19日施行)

法律の概要

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※遵守義務の創設 (※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト (旅客支援、情報提供等) の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設 (宿泊施設・飲食店等) の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進 (学校教育との連携等) (主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針 (マスタープラン) の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助 (※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設 (旅客特定車両停留施設) を追加

- 「**環境の整備**」とは、企業や店舗などの事業者や行政機関等に対して、個別の場面において、個々の障害者に対する合理的配慮が的確に行えるよう、**不特定多数の障害者を主な対象として行う事前的改善措置**のことであるが、「**合理的配慮**」は、**環境の整備を基礎として**、その実施に伴う負担が過重でない場合に、**特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられる措置**である。したがって、**各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なる**。
- **行政機関等及び事業者は、必要な環境の整備に努めなければならない（努力義務）**。
- 事前的改善措置としては、**公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意志表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者などの人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上などが例として挙げられる**。また、環境の整備には、**ハード面だけではなく、職員に対するソフト面の対応（職員・社員を対象とした研修やマニュアルの整備など）も含まれる**。
- 合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる等の場合は、その都度、合理的配慮を提供するよりも「**環境の整備**」を行うことが効果的である。

「環境の整備」と「合理的配慮」の関係の例

【環境の整備】



施設を改修し、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。



不特定多数の障害者が利用することを想定し、あらかじめ携帯スロープを準備する。

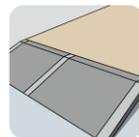


障害者から「自筆が難しいので代筆してほしい」と伝えられた際に合理的配慮の提供ができるよう、社員対応マニュアルを整備するとともに研修を実施する。

【合理的配慮】



設置された視覚障害者誘導用ブロックを活用し、障害者を施設内の目的地まで案内する。

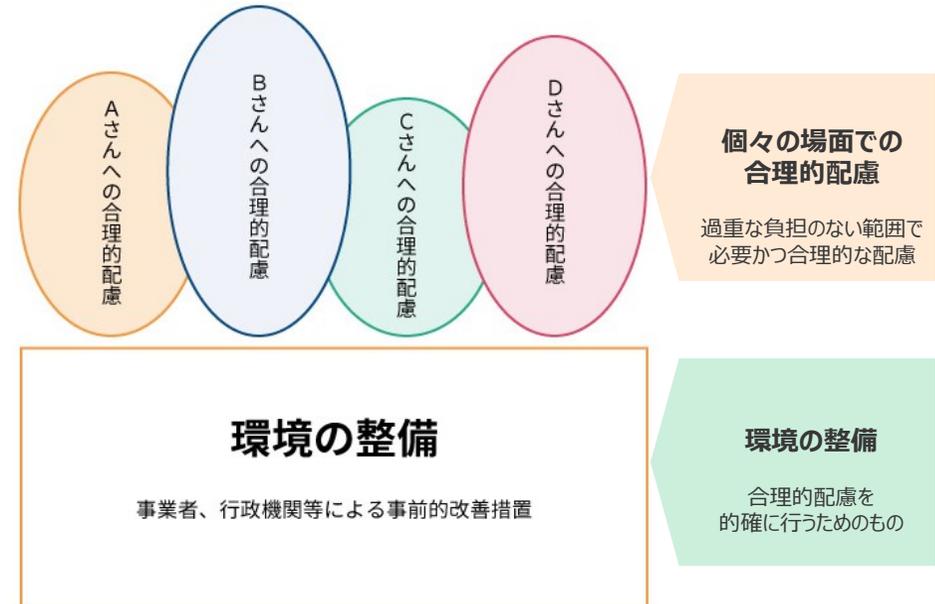


個別の障害者からの申出に応じて、段差に携帯スロープをかける。



障害者から「自筆が難しいので代筆してほしい」と伝えられた際、マニュアルや研修の内容を踏まえ、代筆に問題がない書類の場合は、障害者の意思を十分に確認しながら代筆する。

「合理的配慮」と「環境の整備」のイメージ



障害者差別解消法 (平成25年法律第65号)

環境の整備 (努力義務)

- 公共施設や交通機関におけるバリアフリー化
- 意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス
- 障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上

バリアフリー法ではハード整備に関する基準等が存在

- 職員・社員を対象とした研修やマニュアルの整備

バリアフリー法では研修等に資するガイドライン等が存在

不当な差別的取扱いの禁止 合理的配慮の提供 (義務)

バリアフリー法では役務の提供に関する基準等が存在

バリアフリー法 (平成18年法律第91号)

ハード面に関する規定

- 移動等円滑化基準 (バリアフリー基準) への適合義務 (新設等は義務、既存は努力義務)
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進

【バリアフリー基準適合義務の対象施設】

旅客施設

(新たに建設するとき又は一定以上の大規模な改良を行うとき)



特定道路/旅客特定車両停留施設

(新設又は改築を行うとき)



移動等円滑化が特に必要なものとして国土交通大臣が指定するもの

車両等

(新たにその事業の用に供するとき)



(路線バスは定期運行の用に供するもの、貸切りバスは車椅子対応型車両)

(車椅子対応型車両)



航空機



(一般旅客定期航空事業の用に供するもの、旅客不定期航空事業の用に供するもの)

特定路外駐車場

(設置するとき)



500m以上の駐車料金を徴収する路外駐車場

特定公園施設

(新設、増築又は改築を行うとき)



(都市公園内の園路、広場、休憩所、駐車場、便所等)

特別特定建築物

(一定規模以上の建築をしようとするとき)



(特別支援学校、病院、店舗、ホテル、公立小中学校 等)

ソフト面に関する規定

- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者に対し、以下の事項を義務・努力義務
 - ✓ 旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守 (新設等は義務、既存は努力義務)
 - ✓ 旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務 等

【参考】

バリアフリー整備ガイドライン (役務編) に不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供の具体例を掲載

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

令和4年法律第50号
令和4年5月19日成立、
同日25日公布・施行

1. 目的

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

※「障害者」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者

2. 基本理念

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ① 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ② 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③ 障害者でない者と同内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④ 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

3. 関係者の責務・連携協力・意見の尊重

- 国・地方公共団体の責務等（4条）※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- 事業者の責務（5条）
- 国民の責務（6条）
- 国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力（7条）
- 障害者等の意見の尊重（8条）

4. 基本的施策

(1) 障害者による情報取得等に資する機器等（11 条）

- ① 機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
- ② 利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援
- ③ 関係者による「協議の場」の設置 など

(2) 防災・防犯及び緊急の通報（12 条）

- ① 障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
- ② 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など

(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策（13 条）

- ① 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
- ② 事業者の取組への支援 など

(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報（14 条）

< 国・地方公共団体について >

- ① 相談対応に当たっての配慮
- ② 障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮

(5) 国民の関心・理解の増進（15 条）

- 機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など

(6) 調査研究の推進等（16 条）

- 障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

令和5年法律第65号
令和5年6月14日成立、
同月16日公布
令和6年1月1日施行

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。**
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁**となるものを**除去**することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**の確保を通じてその**個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重**しつつ、**良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営むことができる。**
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方**及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる**社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。**
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における**総合的な取組**として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、**基本理念**にのっとり、認知症施策を**策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深め、共生社会の実現に**寄与**するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上の措置**その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
 - ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
 - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
 - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
 - ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
 - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
 - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
 - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
 - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
 - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
 - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
 - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
 - ⑥【相談体制の整備等】
 - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
 - ⑦【研究等の推進等】
 - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
 - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等
 - ⑧【認知症の予防等】
 - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
 - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）（概要）

目的（1条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

定義（2条）

「性的指向」

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

「ジェンダーアイデンティティ」

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

基本理念（3条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

国の役割

国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（4条）

- ・ 毎年1回、施策の実施の状況を公表（7条）
- ・ 基本計画の策定（8条）
※おおむね3年ごとに検討・変更
- ・ 学術研究その他の必要な研究（9条）
- ・ 心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10条1項）
- ・ 知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10条1項）
- ・ 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の運営（11条）
- ・ 指針の策定（12条）

地方公共団体の役割

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（5条）

- ・ 心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10条1項）
- ・ 知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10条1項）

事業主等の役割

・ 労働者や児童等の理解の増進に自ら努める（6条）

事業主の役割（10条2項）

- ・ 情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等の必要な措置

学校※の設置者の役割（10条3項）

- ・ 家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等
※幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。

・ 国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策への協力の努力（6条）

留意事項（12条）

- ・ 措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する。

見直し規定

- ・ この法律の規定については、施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。